

第31回定時株主総会招集に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告の会社の体制および方針

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

ゲンダイエージェンシー株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」についての決定内容の概要は次のとおりです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と捉え、コンプライアンス担当取締役(CCO)の監督の下、管理部においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括する。
- (2) 各種法令、企業倫理の中で当社業務に関連し留意すべき事項を整理し、明文化したコンプライアンス・マニュアルに従い、取締役自らがこれを実践するとともに、従業員に周知徹底を図る。また、全従業員について、コンプライアンス研修を必須カリキュラムとする。
- (3) 各部門におけるコンプライアンスの遵守状況については、監査計画に従い、内部監査室が適宜モニタリングを実施し、代表取締役および監査役会に報告するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、文書管理規程等の当社社内規程およびそれに関するマニュアルに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行うこととし、取締役および監査役が、これらの情報・文書を常時閲覧しうる体制を確保するものとする。また、内部監査室による運用状況の検証を随時行い、必要に応じて各規程およびマニュアルの見直し等を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社が直面しうるリスクについては、与信管理規程、品質マニュアル等の既存のリスク管理に関する諸規程およびマニュアル、ならびに今後必要に応じて制定するその他のリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに従い管理するものとする。
- (2) 組織横断的なリスクの管理は管理部が行い、また各部門においてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づく部門毎のリスク管理体制を確立するとともに、特に重要な案件については、案件の性質等に応じ取締役会または執行役員による経営役員会で審議および決定を行う。また、管理部および各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合には、直ちに取締役会に報告するものとする。

- (3) 内部監査室は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その監査結果を代表取締役および監査役会に報告するものとする。
- (4) 取締役会は、リスク管理に関する諸規程およびマニュアルならびにその他のリスク管理体制について、新たなリスクの発生や内部監査の結果等に従い、随時見直しを実施し問題点の把握と改善に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、社外取締役を含む取締役会を毎月1回以上開催するものとし、迅速かつ的確な経営意思決定を行うとともに、頻繁なコミュニケーションにより業務執行の監督を一層効果的なものとする。また、取締役会の意思決定事項の効率的な実現を図るべく、経営役員会規程に基づき、執行役員により経営役員会を開催し、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行う。
- (2) 取締役会において中期経営計画を決定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく各年度予算の設定および月次業績の迅速な把握を通じ、効率的な経営を図るものとする。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社については、関係会社管理規程に則り、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営役員会または管理部が報告を受け、かつ、重要案件についてはその業務内容について当社と事前協議を行ったうえで子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するとともに、子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、また、その他子会社の業務の適正が確保されるよう適切に管理する。また、子会社と十分な情報交換のうえ、必要に応じ、子会社の内部統制に関する指導等を行う。
- (2) 子会社の業務の適正性を監査するために、内部監査室が子会社監査を適宜実施し、その結果について当社代表取締役および監査役会に報告する。
- (3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社と子会社の取引については、当社の取締役会または経営役員会においてこれを決定し、また監査役会に速やかに報告を行うものとする。
- (4) 当社は、子会社におけるリスク管理を目的として関係会社リスク管理基本指針を定めるものとし、子会社は、当該指針に則りリスク管理を行うとともに、その業務内容等を勘案の上必

要に応じてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルの制定、ならびにそれらに基づくリスク管理体制の確立をするとともに、重要な案件については、当社または子会社の取締役会（取締役会非設置会社である子会社においては代表取締役）もしくは当社の経営役員会が審議および決定を行う。また、子会社の取締役または各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合には、直ちに当社または子会社の取締役会（取締役会非設置会社である子会社においては代表取締役）もしくは当社の経営役員会に報告するものとする。

- (5) 子会社の取締役会（取締役会非設置会社においては代表取締役）は、リスク管理に関する諸規程およびマニュアルならびにその他のリスク管理体制について、新たなリスクの発生や内部監査の結果等に従い、随時見直しを実施し問題点の把握と改善に努める。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき部署として、必要に応じ、監査役会事務局として、内部監査室のスタッフがその任にあたるものとする。内部監査室のスタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、かかる命令に関しては、取締役からの指揮命令を受けない。また、内部監査室のスタッフの人事異動および人事考課については、監査役会の同意を必要とする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役および従業員は、当社グループにおける重大な法令違反、定款違反および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役会に報告するものとする。
- (2) 当社グループの取締役および従業員は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (3) 前項の報告・情報提供の主なものは次のとおりとする。なお、監査役会または各監査役の要請如何にかかわらず、うち vi については内部監査室は上記にそれぞれ定めたところに従い、うち vii および viii については取締役および管理部は当該事実を発見したときは直ちに、またうち ix については取締役会は上記⑤の（3）に定めたところに従い、それぞれ監査役会に報告を行うものとする。
- i 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ii 当社の子会社等の監査役および内部監査部門の活動状況
 - iii 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - iv 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - v 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録

- vi 内部監査室による監査の結果
 - vii 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - viii 重大な定款・法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実
 - ix 当社と子会社等との間における取引の状況
- (4) 当社は、(1) および (2) に従い報告を行ったものに対して、かかる報告を行ったことにより不利益な扱いをすることを禁止する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営役員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
- (2) 代表取締役と監査役との間において、定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は、当社の内部統制システムに問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の支払い等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑨業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンスに関する研修を実施したほか、コンプライアンス・マニュアルを社内で縦覧に供し、またコンプライアンス遵守を従業員の人事考課の項目の1つとし、適時の面談等により意識の向上を図っております。
- (2) 情報の保存管理は、文書管理規程をはじめとした社内規程またはマニュアル等に従い、適切に保管および管理を行っており、また必要に応じて閲覧できるようにしております。
- (3) リスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づき、日常的なリスクについては管理部を中心としてその管理を行っており、また新たに発生し得るリスクについても従前に有効なコントロールおよび業務フローについて検討の上で管理を行っております。
- (4) リスク管理に対する子会社の共通認識を図ること等を目的に、関係会社リスク管理基本指針を定め、子会社におけるリスク管理の強化に努めております。
- (5) 内部監査室は、内部監査計画書に基づき、監査役および会計監査人と連携しながら、各事業所および子会社の内部監査を実施いたしました。

- (6) 定時取締役会は12回、臨時取締役会は1回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役がその全てに出席し、また社外監査役が常時出席いたしました。また、経営役員会は36回開催され、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行いました。
- (7) 監査役は、監査役会を13回開催し情報交換を行い、取締役会等の重要な会議に出席し、また代表取締役、取締役、幹部社員、当社の子会社の取締役等と適宜意見交換を実施し、加えて稟議書等を常時閲覧すること等を通じて監査の実効性の向上を図っております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の更なる事業拡大を図るために必要な投資原資として内部留保を充実させつつも、同時にこれまでの経営活動の成果を株主の皆様へ明確な形で還元するため、業績に応じた配当を継続的に実施することにより株主価値の最大化を図ることを基本方針としております。中期的には、D O E（株主資本配当率）6%程度と配当性向50%で算定される金額のうち、いずれか高い方を一定の目安として実施できるよう努めてまいります。さらに、より望ましい株主還元のあり方を、継続して検討してまいります。

当期の配当金につきましては、上記の方針に則り、当期初に公表した予想配当金と同額である1株あたり12円といたします。なお、当中間配当（12円）と併せた1株あたり年間配当金は24円（D O E 6.9%、配当性向56.8%）となります。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日期首残高	100	735	3,370	-	4,205
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△255		△255
親会社株主に帰属する当期純利益			473		473
自己株式の取得				△526	△526
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	218	△526	△307
2026年3月31日期末残高	100	735	3,588	△526	3,897

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2025年4月1日期首残高	△3	△3	4,201
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△255
親会社株主に帰属する当期純利益			473
自己株式の取得			△526
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2	△2	△2
連結会計年度中の変動額合計	△2	△2	△310
2026年3月31日期末残高	△6	△6	3,891

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)ランドサポート
(株)ジュリアジャパン
(株)ジールネット
(株)ユーアンドユー
(株)アーク
(株)プレスエー

(2) 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 ー社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・ 商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 仕掛品 同上

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、建物及び構築物については主として定額法、その他は主として定率法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～20年
機械装置及び運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. 広告事業

① 広告請負

主に折込広告、インターネット広告、各種媒体への広告出稿等を行っており、顧客との契約に基づき所定の広告等を請け負うことが主な履行義務です。

このうち、広告の折込、出稿、掲載等を行うことにより一時時点で履行義務を充足するものについては、当該時点で収益を認識しております。また、顧客との契約に基づき一定期間にわたって広告の掲載等を行うことにより履行義務を充足するものについては、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

なお、当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 制作物販売

主に販促物及びクリエイティブコンテンツの企画制作を行っており、顧客との契約に基づく所定の制作物を顧客に引渡すことが主な履行義務です。制作物の引渡しにより制作物に対する支配が顧客に移転するため、顧客に制作物を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については制作物の出荷から顧客に引渡すまでごく短期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業

不動産事業においては、主に不動産賃貸及び不動産仲介を行っております。不動産仲介については、買主と売主の間に立ち、取引条件の調整や重要事項説明書及び契約書の作成、交付、説明等を行い、不動産売買契約に係る一連の取引を完了させることが主な履行義務です。不動産売買契約に関する物件が引き渡された時点で一連の取引が完了するため、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、物件の引渡し時点としています。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 26百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日）に従い分類3と判断しているため、繰延税金資産の回収可能性を、将来の合理的な見積可能期間である5年以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額を基礎として繰延税金資産を計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、主として当社の翌連結会計年度の事業計画（業績予測）に基づいております。当社の翌連結会計年度の事業計画は、主力のパチンコホール広告分野において、当期に拡販に注力したDSP広告等のマージンの高いサービスによる収益が同程度の水準で推移するという仮定に加え、パチンコホール以外の広告分野においても収益が順調に成長するという仮定を用いて見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化、現時点で想定し得ない事象の発生により、翌連結会計年度以降の業績に影響を与える可能性があり、そのいずれも繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	261百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金(定期預金)	6百万円
担保付債務	
買掛金	－百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 12,300,000株
- 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月18日 取締役会	普通株式	123	10	2025年3月31日	2025年6月4日
2025年10月17日 取締役会	普通株式	132	12	2025年9月30日	2025年12月8日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年4月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	132	12	2026年3月31日	2026年5月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期運用は預金、有価証券（外貨建MMF）等、長期運用は投資適格格付けの債券及び取引先の私募債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である管理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において適時に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

預金の一部及びMMFは外貨建であり、為替変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理部において四半期ごとに外貨建資産一覧表を作成し、為替変動による影響を継続的にモニタリングしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引を新たに執行する際には、個別契約ごとに取締役会による承認を得て実行されており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資資金及び長期運転資金に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額38百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めていません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (*1) (百万円)	時価 (*1) (百万円)	差額 (*1) (百万円)
(1) 投資有価証券	325	325	-
(2) 長期借入金 (*2)	(587)	(586)	(△1)

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額312百万円）については、「(2) 長期借入金」に含めています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32	—	—	32
債券（社債）	—	293	—	293
資産計	32	293	—	325

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び債券（社債）は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券（社債）は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	586	－	586
負債計	－	586	－	586

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社では、千葉県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時価
521百万円	479百万円

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	広告事業	不動産事業	計	
インターネット	3,329	—	3,329	3,329
折込広告	1,643	—	1,643	1,643
販促物	816	—	816	816
クリエイティブ	616	—	616	616
媒体	170	—	170	170
その他の広告	855	—	855	855
不動産	—	48	48	48
顧客との契約から生じる収益	7,431	48	7,480	7,480
その他の収益	—	50	50	50
外部顧客への売上高	7,431	99	7,531	7,531

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	353円73銭
2. 1株当たり当期純利益	42円24銭

重要な後発事象に関する事項

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2026年4月17日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2026年6月26日開催予定の第31回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して支給される報酬

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度40百万円以内での支給に相当すると考えております。

(2) 対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される株式の種類は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は400,000株以内といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される普通株式については、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式を一括して支給することを想定しており、実質的には1事業年度80,000株以内での発行又は処分に相当すると考えております。また、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分を禁止する。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得する。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入の条件

本制度の導入に当たり、対象取締役に対して、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。具体的には、当社の取締役の報酬等の額は、2009年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額12百万円以内）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度にかかる報酬枠を別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

4. 当社の執行役員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2025年4月1日期首残高	100	100	635	735	2,839	2,839
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△255	△255
当 期 純 利 益					302	302
自 己 株 式 の 取 得						-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	47	47
2026年3月31日期末残高	100	100	635	735	2,887	2,887

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有価証券 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日期首残高	-	3,675	△3	△3	3,672
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△255			△255
当 期 純 利 益		302			302
自 己 株 式 の 取 得	△526	△526			△526
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			△2	△2	△2
当 期 変 動 額 合 計	△526	△478	△2	△2	△481
2026年3月31日期末残高	△526	3,197	△6	△6	3,190

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

建物及び構築物については主として定額法、その他は主として定率法を採用しております。

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

広告事業

①広告請負

主に折込広告、インターネット広告、各種媒体への広告出稿等を行っており、顧客との契約に基づき所定の広告等を請け負うことが主な履行義務です。

このうち、広告の折込、出稿、掲載等を行うことにより一時点で履行義務を充足するものについては、当該時点で収益を認識しております。また、顧客との契約に基づき一定期間にわたって広告の掲載等を行うことにより履行義務を充足するものについては、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

なお、当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②制作物販売

主に販促物及びクリエイティブコンテンツの企画制作を行っており、顧客との契約に基づく所定の制作物を顧客に引渡すことが主な履行義務です。制作物の引渡しにより制作物に対する支配が顧客に移転するため、顧客に制作物を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については制作物の出荷から顧客に引渡すまでごく短期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

- | | |
|---|-------|
| 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 | 18百万円 |
| 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |
| 1. の金額の算出方法は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。 | |

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	218百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金(定期預金)	5百万円
担保付債務	
買掛金	－百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	20百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	337百万円
売上高	83百万円
仕入高	254百万円
営業取引以外の取引高	－百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,300,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	14百万円
投資有価証券	13百万円
関係会社株式	106百万円
貸倒引当金	1百万円
その他	29百万円
繰延税金資産の小計	165百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△140百万円
評価性引当額の小計	△140百万円
繰延税金資産の合計	24百万円
繰延税金負債	
その他	△6百万円
繰延税金負債の合計	△6百万円
繰延税金資産（負債）の純額	18百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係内容	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	GAキャピタル㈱	被所有 直接33.0%	当社株式の保有	自己株式の 取得（注）	235	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

自己株式の取得については、2025年4月18日開催の当社取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引前営業日の終値によるものであります。

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 290円08銭
- 1株当たり当期純利益 27円01銭

重要な後発事象に関する事項

「連結注記表 重要な後発事象に関する事項」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。